

平成27年12月15日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月15日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 4号 監査委員の選任について
- 日程第 7 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第42号 東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第43号 東庄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第44号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第46号 町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第47号 東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託の廃止並びに東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約を廃止する告示の制定に関する協議について
- 日程第14 議案第48号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第49号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第50号 平成27年度東庄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第51号 平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 18 議案第 52 号 平成 27 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 53 号 平成 27 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 陳情第 2 号 「利根かもめ大橋の無料化を求める意見書」採択に対する陳情

日程第 21 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	土 屋	光 正	君
2 番	宮 澤		健 君
3 番	佐久間	義 房	君
4 番	板 寺	正 範	君
5 番	花 香	孝 彦	君
6 番	林	俊 之	君
7 番	大 網	正 敏	君
8 番	城之内	一 男	君
9 番	高 木	武 男	君
10 番	鈴 木	正 昭	君
11 番	山 崎	ひろみ	君
12 番	宮 崎	正 吾	君
13 番	鎌 形	寿 一	君
14 番	土 屋		進 君

欠席議員

な し

出席説明員（12 名）

町	長	岩 田	利 雄	君
副 町	長	清 水	正 幸	君
監 査 委 員		平 山		茂 君

健康福祉課長	石毛克身君
総務課長	金島正好君
病院事務長	鈴木和雄君
会計管理者	笹本博之君
まちづくり課長	大後修司君
町民課長	多部田秀也君
農業委員会事務局長	河津静夫君
教育長職務代理者	林英伸君
教育課長	小林豊君

出席事務局員（3名）

事務局長	石毛一久
次長	宮前玉子
主査	岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成27年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 宮崎正吾君、2番 宮澤健君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの7日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成27年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月8日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、同意2件、町長提案12件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から12月21日までの7日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に同意第4号及び同意第5号について上程し、採決を行います。続いて、議案第42号から議案第53号までを順次上程し、質疑、採決を行います。続いて、陳情1件を上程し、所管の常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第2日目の16日から第6日目の20日まで休会としまして、この間、16日には総務産業常任委員会を議員控室において開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の21日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、総

務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑、採決を行って、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月21日までの7日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月21日までの7日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について、町長より報告がありました。内容については、配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島 正好君）

それでは、皆様にお配りしてございます専決処分の報告についてをござんいただきたいと思ひます。

損害賠償の額を定めることについて、町長が専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

処分案件は3件でございます。まず1ページの専決処分書をござんいただきたいと思ひます。

事案の概要でございますが、平成27年9月14日、東庄町平山地先の町道2053号線を損害賠償の相手方が自動車で行中、道路上の蓋の落ちた横断側溝に車輪を落とし、車両を損傷する事故が発生いたしました。

損傷の程度は、左側前後のタイヤのパンク及びタイヤホイールのゆがみでござい

ます。

町といたしましては、道路管理に瑕疵があったものと認め、修理代金 9 万 7 , 6 1 0 円を支払う内容で、1 0 月 2 日、専決処分いたしました。

現在、横断側溝の蓋が落ちないように工事を施工しているところでございます。続いて、2 ページの専決処分書でございます。

事案の概要でございますが、平成 2 7 年 8 月 7 日、東庄町笹川いの損害賠償の相手方、新築住宅において、住宅用省エネルギー補助金の完了検査中に、町職員が誤って分電盤パネルを落下させまして、収納ドア及び壁紙を破損させましたので、修理代金 1 0 万 4 , 3 2 8 円を支払う内容で、1 0 月 1 3 日、専決処分いたしました。

3 ページでございます。

事案の概要でございますが、平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日、下総橋駅前において、町民バスを運転する町職員が運転操作を誤り、停車中の損害賠償の相手方車両に接触し、相手方の右ドア周辺を破損させたものでございまして、修理代金 4 5 万 1 , 3 4 0 円を支払う内容で 1 1 月 1 6 日に専決処分いたしました。

今後、こうした事案が発生しないよう、適正なる町道の維持管理、また職員の職務遂行に努めてまいる所存でございます。

以上で説明を終わります。

議長（土屋 進君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

9 月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情 1 件を受理しました。

次に、9 月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長及び教育長職務代理者から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成27年9月1日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず、1ページ目でございますが、総務課の庶務関係でございますけれども、10月28日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。地域の課題や問題を意見発表していただき、町の対応を説明させていただきました。

次に2ページ目、防災関係でございますけれども、10月22日、埼玉県滑川町と災害時の相互応援協定を締結いたしました。

また、11月26日に、セブンイレブン・ジャパンと物資の供給等に関する協定を締結いたしました。滑川町との協定は、自治体間では4例目となるもので、セブンイレブンとの協定は民間業者との初めての協定となります。

次に4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、町県民税等の新規・更正分納入通知書を記載のとおり発送しております。

次に6ページ目中段の、個人番号関係でございますけれども、通知カードを5,250世帯に発送いたしました。このうち144世帯分が役場に戻ってきております。個別に連絡をとりながら、確実にお届けしてまいります。

次に7ページ目から8ページ目にかけてでございますけれども、環境関係の住宅用太陽光発電設備設置補助金7件、合併浄化槽の設置補助金13件の交付決定をしております。引き続き県の補助金を活用して実施をしております。

また、8ページ目下段のその他でございますけれども、10月18日に町内一斉清掃作業を実施しております。町民の皆様のご協力やボランティア団体の積極的な活動に心より感謝を申し上げます。

次に9ページ目中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますけれども、敬老祝金の贈呈のほか、10月28日に218人のご賛加をいただき、高齢者いきいきレクリエーションを実施しております。今後も高齢者が元気に生き生きとした生活が送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に10ページ目、11ページ目、衛生関係、保健関係で記載のとおり、各種検

診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、12ページ、13ページにかけて、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動利用状況を記載しております。

老人福祉はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に13ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、舗装補修工事等、総額で1億4,529万円余の工事を発注しております。

次に16ページ目、商工・観光関係でございますけれども、全国町イチ村イチへの参加を初め、観光PRを積極的に実施をしております。

また、11月3日には、埼玉県志木市からふれあいまつりとコカブの収穫体験モニターツアーに40名の参加をいただいております。引き続き観光振興に力を注いでまいります。

次に、18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の一日平均は、それぞれ50.77人と111.68人となっております。

10月27日、入院、外来患者の安全確保のための避難・誘導訓練及び消火訓練を実施しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（土屋 進君）

教育長職務代理人、林英伸君。

教育長職務代理人（林 英伸君）

それでは、教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ目でございます。1項目め、教育委員会関係でございますが、定例教育委員会を3回、記載のとおり開催しておりますとともに、教育委員全員で学校等施設訪問を実施しています。

こちらの施設訪問につきましては、施設の状況等をつぶさに視察し、予算編成に資するため、実施しているものでございます。

続きまして、2項目め、学校教育関係でございますが、就学時健康診断を実施し、新1年生の健康状態の把握をするとともに、就学指導委員会を開催いたし、児童生徒の適正なる学習環境の指導を図っているところでございます。

続きまして、契約関係でございますが、屋内運動場非構造部材耐震工事につきま

して、記載の2校分は8月に契約は締結いたしました。先の9月議会定例会におきまして、契約のご承認をいただきました。再度、ご報告させていただくものでございます。

なお、おかげさまをもちまして、現在全ての関連工事が順調に執行されますことをあわせてご報告申し上げます。

続きまして3項目め、生涯学習関係でございますが、最下段でございます、11月29日にコジュリンマラソンを開催いたし、町内外から338名の皆様のご参加をいただいているところでございます。

続きまして、20ページ目でございます。

上段の公民館関係から中段の図書館関係では、記載のとおり、各種社会教育、生涯学習関連事業を実施しております。

また、公民館舞台照明等の点検業務を委託し、施設の安全確保に努めているところでございます。

最後になりますが、給食センター関係では、報告期間の総給食数は6万8,085食、一日平均1,173食となっております。

また、町内産の豚肉を無償提供いただきましたことを受け、地産地消による献立を11月12日に実施しております。

これからも衛生管理に徹底を図り、安定した給食の提供に努めてまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

議長（土屋 進君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。

この度の改選にあたり、多くの皆様の支持を頂き、町議会議員として働かせていただくこととなりました。皆様の付託にお答えできるよう、さらに学び、現場を歩き、多くの町民の皆様の声を町政に反映させてまいりたいと思っております。

私は、町民が困っていること、また、多くの要望の声を吸い上げ、町に届けるこ

とを使命と考えております。その要望の中から、町長、副町長を初め、職員の皆様  
がいろいろ苦労して考え、動いていただき、結果として、よい仕事を残していただ  
けると信じております。どうぞこの4年間もよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の一般質問を行わせていただきます。

本年は、町政施行60周年ということで、今年1月から28年3月までという期  
間でさまざまな事業を行ってきたと認識しております。

高校生までの医療費の無料化はいち早く実施していただき、大変うれしく思いま  
した。

私はこの度も多くの方とお会いし、さまざまなご意見やご要望をお聞きいたしま  
した。町民は自分の町と他の市町を比べて劣っているところばかりが目につくよう  
で、不平不満の声のほうが多く聞かれました。私で説明できるところはさせてい  
たきました。他の市町に先駆けて行っている事業もPR不足なのか、町民に認識さ  
れていないことも多々あると感じました。先ほど述べました高校生までの医療費の  
助成も、実際に子供さんがいらっしゃる親御さんが知らなかったという事実もあ  
りました。せっかく行っている事業は、周知の方法を工夫して、全町民に伝えてほ  
しいと思います。

現在、もう既に来年度予算についてはそれぞれの担当課からの予算要望も上がっ  
てきているところかと思いますが、町民が望む活力ある町づくりのための来年度予  
算が組まれることを期待いたします。

町の予算は単年度ですが、執行部としては10年先、20年先のことを見据えて、  
その年の予算を組まれていることと思います。町民にわかりやすく説明できるよう  
に、数字だけでなく、将来展望を踏まえて説明いただけるとうれしいです。

最初の質問であります。我が町の財政状況の現状と活力ある町づくりのための来  
年度予算編成方針について、町長及び担当課にお伺いしたいと存じます。

2番目の質問事項であります。引きこもりの社会復帰支援について伺います。

昨今、現役世代の不就労者、引きこもりの増加は地域の活性化を妨げるだけでな  
く、高齢者の家庭の負担となっています。厚生労働省では、引きこもりをさまざま  
な要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学や非常勤職員を含む就労、  
家庭外での交遊、それらを回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭  
にとどまり続けている状態と定義し、それが26万世帯にのぼると推計しています。

また、近年では、引きこもりの高年齢化が進んでいます。全国引きこもりKHJ親の会の調べによりますと、引きこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。最近では、いったん社会に出てから挫折したことで、引きこもり状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけています。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってしまうようです。

問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来であれば親の世代は年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けて生活できているはずが、子供が社会復帰できず、仕事にも就けない状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯になることが予想されます。この引きこもりの数は、推計という数字でしか出てませんが、皆さんの周りにもきっと存在していることと思います。実態調査をしたところもあると聞いております。

行政としても、この問題に取り組んでいかなければならないと考えますが、当局の認識をお聞きしたいと存じます。

私は、3年前にもニート・引きこもり対策について質問いたしました。当時から成田市に設置されている地域若者サポートステーションから毎月1回、出張相談という形で東庄町でも実施されていると思いますが、これまでの利用状況、また啓発活動、さらに就労につながった方がいるのかについてお聞きしたいと存じます。

次に、一つの事例を紹介したいと思います。秋田県藤里町、人口3,800人で、高齢化率も高い町です。町職員の介護福祉士があるお年寄りから受けた相談が始まりでした。家に引きこもっている若者がたくさんいるから調べてほしいとのことでした。あそこにもいるよ、あっちにもいるよという感じで動き始めました。地域福祉を担う社会福祉協議会が町に埋もれる人たちを探し始めました。自治会、民生委員、PTAなどのネットワークを活用して調べたようです。その数、100人以上になり、3,800人の小さな町に住む現役世代のおよそ10人に一人という驚くべき事態でした。そして、半数以上が40歳以上であることもわかり、引きこもりの高齢化も明らかになりました。

そのほか、山梨県の調査でも、県内の引きこもり該当者のうち、40代以上の占める割合が6割を超えるというデータが明らかになりました。山形県や島根県でも、40代以上が半数を超えるという同様の調査結果が発表され、引きこもり状態にある人たちの高年齢化の傾向は、ますます進んでいることが改めて裏づけされていま

す。

今、私の知る限りでも、何人かの人たちがいます。我が町全体ではどうでしょうか。誰にも相談できずにいる親御さんもいるのではないのでしょうか。

先ほど申しました秋田県藤里町では、実態調査を受け、引きこもり者、不就労者、障害者等が働く手打ちそばが自慢のお食事処「こみっと」を開設しました。「こみっと」いうのは、秋田県の方言で、しんみりとか、小規模にとかの意味があるようです。平成25年からは、香川県で讃岐うどんの技術研修を受けて開発した「こみっとうどん」を提供しています。

また、社会福祉協議会が事務を務める「シルバーバンク事業」、我が町ではシルバー人材センターと同様かと思いますが、そこに在宅の引きこもり者や精神障害者等が登録する「こみっとバンク事業」が誕生し、課題を抱えた若者が「シルバーバンク」に登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超えて支え合う地域づくりにつながることを目指しており、高齢化の進む地元地域において、「こみっとバンク」の必要性は着実に増加していると評価されています。

このような取り組みは、引きこもり・不就労者が社会復帰する前段階で、地域住民とともに地元に貢献できるような仕組みや施設をつくり、就労応援につながっていると考えます。

そこで、我が町の引きこもりの社会復帰支援として実態調査を実施する考えはあるのか。また、就労支援等をどのように考えるのか。現状と課題についてお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうから山崎議員の質問のうち、質問事項1、平成28年度、予算編成についての我が町の財政状況の現状についてお答えいたします。

東庄町の財政状況の現状につきましては、一般会計決算をもとにしまして、ご説明いたします。

平成25年度につきましては、歳入総額が53億2,383万5,000円、歳出総額46億7,584万1,000円。差引額6億4,799万4,000円。

平成26年度につきましては、歳入総額53億1,389万2,000円。歳出総額46億7,862万1,000円。差引額6億3,527万1,000円ということで、歳入歳出差引額は平成25年度決算と比べまして、1,272万3,000円、2.0%の減少となっております。

地方債残高元金でございますが、前年度比で3億2,006万1,000円減の36億8,381万円となりました。また、財政調整基金は新規積立によりまして、1億91万1,000円増で、13億389万5,000円となっております。長期的な動向でございますが、財政調整基金は平成20年度から毎年1億円以上の新規積立を行っており、この5年間、平成22年から26年度でございますが、8億円以上の新規積立となっております。

また、地方債残高は臨時財政対策債や新規借入の抑制により、平成22年度をピークに毎年減少しており、この5年間で10億円余りの減となっております。

単年度決算の増減は、年度により生じますが、このようなことにより、当町においては健全財政を維持できていると思われまます。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、私のほうから来年度予算の編成につきまして、答弁をさせていただきます。

10月29日、各課に通知をしております。その編成方針であります。大枠としての考え方を述べさせていただきます。

まず1点目でありまして、第5次東庄町総合計画重点プランや、この後、ご説明をいたしますが、現在、策定中の地方創生総合戦略による事業について、全力で取り組むこと。

そして2点目として、新規事業につきましては、優先順位の厳格な選択を行うとともに、特定財源の有無を確認すること。

3点目として、国・県の予算情報の収集に努めること。そして、今後、国補正予算の結果につきましては、施策の新たな展開にも注意を払う必要があるということ。

4点目として、歳入面の町税収入の確保、そして徴収率の向上などについて通知

をしているところでございます。

将来展望についてでございますけれども、財政面におきましては、総務課長の答弁にもありましたとおり、当町の財政は健全な状況にあると考えております。

また、先ほど申し上げました地方創生総合戦略でございますけれども、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、市町村でも人口動態と将来推計を示す人口ビジョンとこれを実施するための施策として、総合戦略を策定することになり、当町におきましても現在策定委員会を設置して、策定中でございます。間もなく素案につきまして、議会報告できる段階となりますので、今しばらくお待ちをいただきたいと存じます。

このうち人口ビジョンでございますけれども、少子化が進んでおりまして、町の根幹を成すもの、そして町の活力を生み出すものは住民であると考え、今後は人口減少を緩和するための施策を実施していくことが重要であると考えております。

また、総合戦略におきましては、結婚、出産、子育てや雇用の創出、また移住・定住、安全・安心な暮らしの項目につきまして、施策を策定しております。

なお、詳細な実施事業につきましては、予算編成と合わせて現在各担当課におきまして精査中でありまして、実施可能な事業より予算計上を予定としています。

総合戦略につきましては、国・県の動向にも注目をしつつ、引き続き住民サービスの向上と最大限の事業効果を得られるよう、努めたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、平成28年度当初予算編成方針について述べさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、私のほうから質問事項の2番目、引きこもりの社会復帰支援について、質問要旨の実態調査、就労支援等の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、地域若者サポートステーションの出張相談の利用状況、啓発活動、就労支援の実績についてですが、担当はまちづくり課でございますが、私のほうからお答えいたします。

利用状況は、平成25年度が14件、26年度が32件、本年度は、11月までで18件となっております。

なお、就労実績につきましては、平成25年度が一人、26年度と27年度は実績がございません。

啓発活動につきましては、町内各区にチラシを回覧しております。

続いて、引きこもりの社会復帰支援について、実態調査、就労支援等の現状と課題ということですが、実態調査については実施しておりませんが、町では見守りネットワーク事業を推進しており、関係機関と連携をとって、家庭訪問等を行っております。

民生委員さん等から情報があつた場合には、保健衛生係、福祉係、地域包括支援センターが連携して対応しておりますが、就労支援までは行っていませんので、今後、ハローワークなど、関係機関との連携も図っていきたいと考えております。

また、本年4月から生活困窮者への支援制度が始まりました。この制度は、就職や住居などに困っている方に専門の支援員が支援プランを作成し、他の関係機関と連携して解決に向けた支援を行うもので、千葉県委託事業で香取市にありますエリアサポートライフが相談支援事業を行っておりますので、町としましても、啓発活動の推進を図ってまいります。

なお、議員さんがおっしゃられました、引きこもりを把握するための実態調査や就労支援につながる仕組みづくりについては、難しい問題ではありますが、今後、社会福祉協議会など、関係する機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

最初に総務課の答弁、ありがとうございます。健全財政はいつもお聞きしているので、本当に感謝申し上げます。町民の皆さんも健全財政はよくわかっていることもあります。ただ、何かこの町は今、町長もおっしゃられた人口減少というのが一番の問題ですので、町に魅力がないと若い人たちが帰ってきません。やはり大学や専門学校に進学して、仕事がないとこちらに帰ってきません。専門職をせっかく勉強しても、こちらで働けるものがないと都市部のほうに残って、こちらには帰ってこない。帰ってこないということは、結婚もこちらでもしなくなって、人口

減少はますます進んでしまいます。やはり何か若い人たちを呼び込める施策も考えていただけたらと思います。

それで町長にお願いしたいんですが、来年もまた職員人事もあるかと思いますが、ぜひ女性の管理職登用もさらに来年度、進めていっていただきたいと思います。女性ならではの繊細な考え方、女性ならではの生き方というものも大事ですし、それが仕事の中にも生かされてくると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

来年度予算は、今年度は60周年ということで、道路整備も多くやっていただきました。でも、まだまだ残っているところもあります。本当に困っている人のところに手が届くような施策でやっていただけたらと思います。

福祉課のほうですけれども、地域若者サポートステーションの利用状況は承知いたしました。でも、引きこもりの人たちは、まず相談に出向くということができないから引きこもりになっていると思います。先ほどの数はまだ、元気な若い人たちが行っていた相談件数かなと思います。今回私が質問している大きな内容は、やはり引きこもりで外に出られない人の問題です。デリケートな問題ですので、一気に何かを動かすというのは難しいことも理解しておりますが、町としてやれるべきことをやっていただければなと思います。

先ほどの藤里町でも、そういう取り組みを一生懸命やってきました。特に社会福祉協議会の事務局長さん、女性なんですが、この方が、もうこれではいけないということで、本当に一生懸命動いて、足で現場を見て、こういう施策ができたんだと思います。うちの町で人口形態もちょっと違いますけれども、こういう同様なシステムづくりができればいいなと考えます。何もしないでこのままでというのはよくないと思います。町長にもぜひこの点が何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

あと、現在、社会福祉協議会の人員配置ですけれども、もう何年も前からこの状態かと思いますが、社会福祉協議会のもっともっとやるべき仕事があるのではないかと思います。職員配置もパートとか臨時でも雇えるかと思いますが、この部署でやっぱり関わっていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

今、創生会議でやっている素案が間もなくできるということですが、それを見させていただいて、また来年度も、どのような事業ができるのか期待したいと思います。

す。

2回目の質問は終わります。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

女性の登用ということでございました。また、来年度は農業委員さんも含めて、国のほうもそういう指導体制にあります。町としても、いろいろな面で女性の登用ということで考えてまいりたいと、このように考えているところであります。

それとあわせて、先ほどの引きこもりの関係でありますけれども、大きなネックとなったのは、私は個人情報だと今まで思っておりました。というのは、知られたくないとか、そういうためのものという考え方でありました。余りそれでやってしまうと、それを侵害するのではないかという考え方が一つあったと思います。

しかし、福祉の関連というのは大変難しく、知られたくないと、そしてまたそれを徹底的に、こちらのほうから積極的にいろいろな仕事をやろうとすると、今の個人情報というものがネックになって、なかなかそれ以上進めないというのもありました。また、そういうような問題がない時代は、近隣の方々の様子を知っていたものですから、非常に対応の仕方が今と違って、地域の中でとか、周りの人たちが協力してとかということが非常にできた時代だったのではないかなと。一つはそういうことがきちんとしたために、あえてそういうことが関連として、人の協力体制を得ることが難しくなったというのも一つであります。

しかしながら、それを今度は専門的に対応するようなセクションが生まれてきてもあります。この町にも見守りネットワークがございます。これはあらゆる人たちがそこに入って、地域の問題、地域の福祉の関係、それから防犯も含めて、みんなに対応しようという一つの事業体でありますので、この見守りネットワークを上手に使いながら、今の対応・体制を考えてまいりたいと。

それとあえて働く喜びを知ってもらうということも大事なことでありますので、そういう面の指導ができる方を紹介したり、またリーダー的になっていただいて、そういう指導をしていただいたりということをしていきたいなど。

一例として申し上げます。なずな工房であります。今までは委託業務にしておりました。しかし、パンをつくったり、いろいろなことをすることによって、非常

にそこに働く喜びを感じて、また金銭的に売買しますので、そういう感覚も身についたということで、非常によかったという話も聞いておりますので、例を挙げればまだまだいいところがたくさんあると思いますので、いいものはどんどん取り入れていくように、そういう積極的な対応を今後とも考えてまいりたいとこのように考えております。

以上であります。

議長（土屋 進君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

山崎議員の2回目の質問でありました道路整備に関する事、それと福祉関係での職員の配置についてまとめて私のほうから答弁を申し上げます。

道路関係につきましては、引き続き予算の確保に努めて、住民のできるだけ要望に沿った形で整備を進めていきたいと思っております。

次に、社福を含めて職員配置の問題ですが、社福については、社会福祉協議会については、これは町と全く別法人でございますので、これに関与することは町としてはできません。あと、そのほかの職員の配置につきましては、限られた人員資源の中で、有効な配置に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。町長の答弁で、来年度、女性登用もちゃんと多く取り上げるということで承知しました。町長も先ほど申していましたが、個人情報というのはすごく微妙なところで難しいんですけども、今、うちの町は、つまり隣同士、地域のきずなを、町長はいつもそれを売りじゃないけど、一番いいところと言われます。ただ、若い人たちはなかなかそれが今、苦手だし、やらなくなってきました。けれども、今、逆におせっかいということで、結婚にしても、そういうことにしても、おせっかいをやく人がいなくなったので、だんだんすたれてきた部分もあります。逆に今、おせっかいという言葉が出てきて、そういうのでいろいろ縁組をしたり、いろいろなことをしている事業も出てきております。これがま

たうちの町ならできるのではと考えるので、企画して、いい方向に持っていければなと思います。

やっぱり引きこもりの方も多くいらっしゃいます。これを実態調査するかどうかはわかりませんが、何か手だてをして、先ほどの例をあげましたように、できたらなと望んでおります。

副町長からも答弁いただきました。道路も本当になかなかできなかったのが、今年度多くいろいろなところで整備されたのを私も見受けました。職員配置の件も、社会福祉協議会は違うと言われてしまったので、そうなんですけれども、町全体としてはそういうことにも、ぜひ目を向けていただけたらなと思います。

私、少し前に見たテレビドラマの中で、役人とは人の役に立ってこそ役人だというセリフがありました。議員も公僕となって働けと私たちは教えられておりますので、町長以下、職員の皆さんと一緒に町民のために働いてまいりたいと思いますので、これからはいろいろ要望はさせていただきますけれども、ぜひいい回答がいただけるようお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、6番、林俊之君。

6番（林 俊之君）

林俊之です。一般質問をさせていただきます。

観光施設の整備についてお尋ねいたします。

まず初めに、笹川、諏訪神社内の駐車場の整備についてお尋ねいたします。

今、諏訪神社内の駐車場が変わろうとしています。長年にわたり、飲食業を営業されていたお店が移転をすることになりました。新しいお店は同じ笹川町内で来年2月末までに完成予定とのことです。それによって3月以降、駐車場内の店舗が解体されるとのことです。町が駐車場として借りている土地であります。地権者が今後の使用について決めるのは当然であります。駐車場の中心地にある場所であり、重要な位置にあります。借用している町としても、地権者と話し合いを行い、よりよき場所となるように協議いただきたいと思います。

今、考えられるのは、解体され、更地になり、その後、周りの駐車場のように舗

装の整備をして利用することが考えられますし、また新たに建物を建て、新しい利用方法にするなどの考えがあるかと思えます。

そこでお尋ねいたします。更地になったときに、周りのように舗装の整備をする考えや、その他の考えがあるのかお答えください。

次に、諏訪神社内の観光用トイレの建てかえ、改修についてお尋ねいたします。

諏訪神社には参拝のお客様のほかに、天保水滸伝の歴史的な中心地ということもあり、観光のお客さんがいらっしゃいます。また、イベントも多く開催され、たくさんのお客様にお越しいただいております。私も観光ボランティアの一員として、近年、お客様の数が増加していることを実感しております。

また、不定期ですが、商工会が開催しているうまいもの市でも多くのお客様にお越しいただいております。そのほか毎年夏に行われます出羽海部屋の夏合宿にもお客様が年々増えて、盛大になっているのを手伝いしながら実感しております。

そんな中、神社内のトイレは外観はそれほど古く感じませんが、設置されている設備は老朽が進んでいます。入り口から入っていくと、あっこんな状態のトイレなのかと感じます。そして、設備が和式ということで、どうしても利用される方が、洋式ではなく、まだ和式なんだと感じるのは仕方がないことなのかもしれません。

観光でお越しのお客様と直接会話を交わしている観光ボランティアの方々から、お客様のトイレに対していろいろな要望の声があることを私も聞いております。これは観光ボランティアという立場の方々のおかげで聞こえてきた声であり、声なき声が、それ以上であるということはおわかりいただけるはずです。

老朽化したトイレを洋式の新しいトイレに建てかえる時期ではないかと感じております。

私たちが町外に出たとき、トイレを利用させていただいて、気持ちよく感じれば、こんなにうれしいことはありません。誰もが同じように思うはずで、トイレは大切な場所であります。諏訪神社のトイレも神社の顔であります。お越しいただいた皆さんに気持ちよく利用いただけるようにと考えます。

そこでお尋ねいたします。トイレの建てかえ、改修の考えがあるのかお答えください。

次に、まちの駅の設置についてお尋ねいたします。

私が便宜上、名をつけさせていただいております仮称まちの駅というのは、観光

や視察などで各地を訪問しますと、現在の道の駅のように街道沿いにある大きな施設ではなく、観光地や商店街にある小規模の施設のことです。

新しく建てた施設もありましたし、空き家を再利用している施設もありました。また、先週、鋸南町で廃校になった保田小学校が道の駅に生まれ変わってオープンしたというニュースが伝わりました。オープン当日の様子がテレビを初め、各マスコミから報道されました。学校という特色を生かしたユニークな道の駅が誕生したようです。私たち東庄町も東庄らしさを生かした道の駅、まちの駅を目指すべきです。

そこで、諏訪神社内で考えますと、今ある建物、観光会館を改修してということも考えられるでしょうし、新たな場所に建物を建設することも考えられますし、新しいトイレと併設することも考えられるはずです。ぜひご検討ください。よろしくお願いいたします。

今、東庄町も国の要請により、地方創生に伴い、総合戦略の策定が進められています。私は総合戦略策定委員会の委員長を務めさせていただいております。その中で、策定に当たり、6月に町民の皆さんの中から1,500件の皆さんにアンケートをお願いして、800件の皆さんから回答をいただきました。アンケートの内容は、東庄町人口ビジョンと総合戦略について、設問に対して丸などで回答をいただく方式でありました。それとは別に大変参考になったのは、東庄町の活性化について、自由意見をお書きいただくようお願いしました。いろいろな町民の声が届いておりましたが、その中で、要望が多かったものの中に、道の駅の早期開設を望む声が多くありました。

また、私が昨年、平成27年3月議会の一般質問の中で、道の駅設置の質問をいたしました。そのとき、担当課長の答弁では、利根川沿いの国道356号バイパス工事が河口堰まで接続されつつあり、また北ルート工事の進展が見られ、工事完成を期待するところです。こうした道路整備が進む中、財政状況は厳しい状況下ではありますが、道路工事の完成等を考慮して、道の駅設置に向けた検討を進めていきたいと考えますという答弁をいただきました。これは議会だよりにも掲載されたので、この答弁により、町としての考えが町民にも伝わったわけでありました。場所は国道356号バイパス河口堰付近、そして北ルートとの交差点付近で、道路の工事完成を待って、道の駅設置を検討、進めていくということだったと思います。

私も早期の道路完成のため、活動いたしております。現在、商工会の会長という立場で、各商工会議所と商工会が中心となって、整備を促進しております、協議会、「一般国道356号、香取東庄銚子間バイパス整備促進連絡協議会」の副会長を務めております。早期開通のため、10月には千葉県に陳情に伺いました。また、12月、今月初めには銚子から東庄まで、香取土木事務所、銚子土木事務所の担当者の案内により、説明をいただきながら現地視察をいたしました。町からは、まちづくり課長にも同行いただきました。開通に向けて事業が進んでいくのは確かですが、残念ながら道路の開通にはまだまだ時間がかかるようであります。

このような状況を考えますと、早期に道の駅、まちの駅などを新たな場所で設置することを考えるべきであります。このまま待つよりも、規模は小さくてもやるべきであります。その場所は、先ほどからお話をしている、人々が集い、行事、イベントなどが開催されている場所、諏訪神社やその周辺が最適ではないかと考えます。ちょうど今、諏訪神社内が変わろうとしております。今がチャンスであります。私たちも協力いたします。どうぞお考えくださいますよう、よろしく願いいたします。

そこでお尋ねいたします。観光会館内、または新しい場所に仮称まちの駅を設置したいことについて、町の考えをお答えください。

以上で1回目の質問を終了いたします。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、林議員ご質問の要旨1から3につきまして、諏訪神社内の駐車場等、周辺整備ということで関連がございますので、一括して回答させていただきます。

現在の諏訪神社の駐車場につきましては、平成24年度に「観光地魅力アップ緊急整備事業」で県の補助金を活用しまして、観光案内用の駐車場として整備いたしました。その際に、現在舗装されている部分につきましては、諏訪神社より無償で借り受けたものでございます。

次に、神社内の公衆用トイレにつきましては、約25年前に設置したものであり、利用者からは使い勝手が悪いという指摘を受けているところでございます。

また、現在の観光会館は、古い建物を改修して利用しており、来訪者にとって決

して使い勝手の良いものとは言えない状況でございます。

林議員のおっしゃるとおり、現在の諏訪神社は「天保水滸伝」「観光ボランティアの拠点としての観光会館」「出羽海部屋の夏合宿」など、町内外から多くの観光客が訪れる町の観光事業にとって中心的な場所となっております。今後は神社の一部であることを念頭に置き、誰でも快適に利用できる公衆用トイレの設置や、地域の人と来訪者の出会いの場としての交流機能を持つ「まちの駅」の設置など、総合的な観光拠点としての整備を、地権者であります諏訪神社側と協議してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

6番、林俊之君。

6番（林 俊之君）

では、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま答弁をいただきまして、町の土地ではありませんので、どのような答弁をいただけるのかなと、いただけないのではないかなと思っていたんですけれども、今お聞きして、最後のほうで公衆トイレとかまちの駅についてということで、地権者、諏訪神社側と協議していただけるということでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私の一般質問の中で、最初に駐車場の整備について大変具体的に質問させていただいたのは、建物を撤去して、更地にして、舗装にというふうに申し上げたのは、実は一般質問に当たって、神社側が南家の五十嵐宮司、それと氏子総代さんの会長さんなどとお話をさせていただいて、神社側の考えが今のところ、その方向であるということが確認できましたので、最初に具体的に述べさせていただきました。

ただ、今後、工事が進んで考えが変わるかもしれませんが、今、神社側がそういうふうな考えでいるのであれば、その辺を考慮ながら、これから町のほうは神社側との折衝が始まるはずでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから次に、トイレのほうですけれども、私もどのように表現していいのかなと思っていたのですが、今、課長のほうから使い勝手の悪さについてという表現をしていただきました。そのとおりであります。ここにいらっしゃる方も、諏訪神社のトイレを利用された経験は皆さんあるかと思えます。ご承知のとおり状態です。なぜこのトイレの話が出たかといいますと、今から2年ぐらい前に、出羽

海部屋の力士の方々が、もう何年も来ているのに、毎年、トイレで苦労していますという話を2年前ぐらいに初めて私も聞かせていただきました。私は相撲取りの方は蹲踞とか、ああいう形をするので、和式のトイレのほうがいいのかと思っていたんですが、非常に苦慮していると。洋式のトイレを望んでいるというのをお聞きして、そこからこの諏訪神社のトイレ、それから大木戸区の集会所と青年館を借りて合宿しているそうですが、そのトイレを何とか洋式にできないものかということで、去年、その前と活動してきました。そして、大木戸区長にお聞きしましたら、一番大事な決定機関の評議会において、大木戸区の集会所のほうのトイレは来年以降、直すことができるということの決定になりましたということで、洋式になるそうです。ただ、青年館のほうはまだそのままですけれども、力士のためにという思いで始まったんですが、よく聞いてみると、子供たち、そして年配の方々、町民の方々が、和式よりは洋式のトイレを望んでいる方が多いようでありますので、どうぞその点も考慮していただいて、よろしくご検討いただくようお願いしたいと思います。

それから、最後のまちの駅ですけれども、私は今回、質問に当たって、観光ボランティア、郷土史の会員でもありますので、会館をいつも利用させていただいております。

お客様がいらっしゃって、皆さんもそうだと思うんですが、観光地に行って、その近辺に必ずパンフレットが置いてあります。それを皆さん、自由に自分のとりたいものをもって、それから現地を見に行く、それは当然でありまして、それが普通であります。ところが、今、諏訪神社内は、お客様がその直接パンフレットをとれる場所もない。会館の入り口は閉まっています、本来、土足で入れるようにしようとしたんですけれども、今、靴を脱いで上まで上がっていただいて、中に入ってくださいという形になっています。そうしますと、パンフレットをどうして渡しているのかというと、観光会館の前や中まで入ってきた方々には、ボランティアの方が月曜以外毎日いますので、渡すことができます。ですけれども、駐車場まで来て、観光会館のほうに寄らずに、諏訪神社、相撲場、そして延命寺のお墓などを見て帰ってしまう方にとっては、一切、パンフレットなどを手にすることなく帰っている方がまだまだたくさんいるはずであります。その辺だけでも改修できないかということで、会館を少し改修できればということで話を進めていったんですが、た

くさんの方に意見を聞いていると、せっかくこのチャンスで、財政も大変でしょうけれども、思い切って新しい会館を、そしてトイレと併設するような形でも構いませんので、ぜひやっていただければなという意見が多かったものですから、そこまで話をさせていただきました。

私がボランティアに入ったのはもう議員になる前ですから、5年以上になるんですが、当時は年間1,000人も来なかったのが、昨年が3,200人という数字が出ています。今年ももう3,000人を超えて、4月から3月が区切りですから、あと3カ月以上あるので、また今年も増えてくると思います。手伝っていて、今後も必ず増えてくるなというふうを感じるのは、観光ボランティアの方々があれだけ一生懸命やっている姿を見ると、人が人を呼んでいます。本当にそれは確かであります。ですから、これからも絶対観光のお客が増えてきます。その辺も考慮して、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

2回目ですが、町の土地でもありませんので、要望を申し上げて終了とさせていただきます。ぜひ駐車場の整備、そしてトイレの建てかえ、まちの駅の設置をお願いしたいと思います。

それから二つほど、お願いを申し上げたいと思います。

まず1点目は、今もずっとお話ししましたが、東庄町には歴史的なところがたくさんあります。特に今回、諏訪神社周辺の話させていただきましたけれども、是非また観光ボランティアの方もお待ちになっているので、ぜひ改めて地元の歴史を皆さんで確認をする意味でもお越しになっていただければと思います。もちろん議員の皆さんもそうですし、職員の皆さん、そして教育関係の方もいらっしゃるので、生徒の皆さん、そして先生方もぜひ諏訪神社、そして大友城を初め、東庄町ではいろいろな歴史的なものがあります。それを改めてもう一度勉強するといいますが、ご覧になって、また私たちが外へ出たときに町の話を対外的にするときに、歴史的なものもちゃんと実際見て、話せるようにまたもう一度改めて皆さんで訪問していただければなと思っております。

それからもう一つ、長くなって申しわけないんですけども、先ほど山崎議員の話の中にもありましたけれども、国・町の活性化や、そして女性の登用という話がありました。今、総合戦略策定委員会のほうでも、公募によりまして、15名のうち5名が町の方が代表として出席をさせていただいて、会議を進めております。大

変い会議が続いていると思っております。議会のほうへの報告はあと幾つか、クリアしなければいけないことがありますので、その後、報告ができるかなと思っております。

それからもう一つ、実は先週、一つの会議がありました。これはボランティアの方を募集しました東庄まちおこし隊という会議が12月10日、夕方から町のほうで開催しまして、20名から30名弱の方々、スタッフもいますので、あとボランティアの方が集まりました。そしてこれはいろいろなイベントなどで協力していこう、まちおこし隊ですから、協力していこうと。そして一番最初の事業としては、来年夏に、お盆のころに豚肉とキリンビールの協賛のビールフェアを盆踊りにぶつけて、盆踊りを1週間ずらして、お盆の13、14、15でいいですということになりましたので、それにぶつけてまず動き出します。こういうまちおこし隊も女性の方もたくさん入っております、これはいいことだなと思っております。

会議の最後のところで、代表者が決まっていませんでしたので、代表者を決めることになりました。この会議の中心は観光協会であります。そして、協賛が商工会であります。後ろにいらっしゃる鎌形議員が観光協会の会長であり、私が商工会長ですので、代表者、またこちらに振られるのかなと思っておりましたら、スタッフのほうから、普通感覚でどなたか自分で立候補、代表者になって立候補する人はいませんかと問いかけました。まず出ないだろうなと思っておりましたら、一番後ろにいた、一番若い女性の子が、真っ赤な顔をしながら、はいと言って、私、やれませんか、やらせていただけませんか、頑張りますというふうに、本当に自分から立候補してくれました。それを見て、会場内が本当に歓声と拍手になりました。その子に代表が決定しました。私たちが見ていて、その子がこれから本当に一生懸命頑張ろうとする、そうすると、本当にこれから私たちも、その子のためではないんですけれども、そういう新しい方が出てきましたので、ぜひ一緒に頑張ろうという気持ちすごく湧いてきて、大変爽やかな会議だったと思います。

その後、私、懇親会はちょっと別の用があったので出られなかったのですが、懇親会も大分みんなで盛り上がったと聞いています。ですから、そのように、女性の方を登用したりしながら、新しい事業も始まっていますし、それらのまちおこし隊も始まっています。ぜひ諏訪神社でも始めていただければ、また新しい力も加えながら、一生懸命頑張っていきますので、町のほうとしてのご協力をよろしくお願い

したいと思います。

話が長くなりましたが、以上で2回目の、自分の要望だけを申し上げて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で林俊之君の一般質問を終わります。

次に、2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

2番、宮澤です。議長にお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

災害に強い町づくりを目指して東庄町は取り組んできておりますが、一つとして、東庄町の防災計画についてお伺いいたします。

当町として想定される被害規模について、東日本大震災から4年半が経過し、幾分災害に対する記憶も薄れてきたと思いますが、今年の大雨による鬼怒川の決壊、昨年は広島での土砂災害、年末の長野県の大地震と自然災害が頻発しております。当町では、昭和46年の台風により多くの被害が出ました。もし同じような被害をもたらす台風やゲリラ豪雨の直後に、首都直下型の地震が発生したら大変な被害が出るのではないかと予想されます。首都直下型の地震では、首都圏では1万2,000人を超える犠牲者が出ると予想されています。当町の被害想定は、どのような形でなされているかお伺いします。

また、その対応はどのようにシミュレーションされているか伺います。

2番目として、災害時相互応援協定の内容についてお伺いします。

東庄町は四つの地域と協定をしています。協定書の応援の種類、応援の要請の内容についてお伺いいたします。

2番目に、当町の基幹産業に対する学習についてお伺いします。

社会科の中で、当町の基幹産業についての学習。橘小学校では、東庄町の特産である、コカブ、イチゴ、SPF養豚、入正醤油の総合的な学習を学び、3年生では農家か工場を選択的に選んで、いろいろなテーマを見つけて学習に取り入れています。毎年、水稻の田植えや稲刈りも3年生以上全員で体験し、今、コカブとイチゴを少し校庭でつくって、自分たちで育てながら、観察し収穫を楽しみにしているようですが、どのように料理したらいいか考え中だそうです。

以前には、農家の人に学校に来てもらい、農業について話をしてもらったことも

あるそうです。これから小学校を統合しようとしていますが、他の小学校でも内容は同じように取り組まれているのかお伺いいたします。

次に、給食での地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

先日、水産会社の社長が、学校給食に1年に1回、無償で松葉ガニを一人1匹ずつ食べさせているとテレビで紹介されました。非常にぜいたくですねとキャスターが言うと、地元の特産ですし、子供のときにしっかり食べて味を覚えてもらい、大人になって都会に出ていっても、ふるさとを思い出して、また買ってくれるでしょうからと言っていました。

当町にも特産品として誇れるコカブやイチゴのほか、大根、キャベツ、ブロッコリー、長ネギなど、野菜や豚肉、米等おいしいものがたくさん生産されています。町の特産物を給食にどの程度活用されているかお伺いいたします。

3番目に米の生産目標についてお伺いします。

15年産の生産目標と達成率について、全国的には、15年産は飼料用米への転換等から計画を8万トン下回りました。16年産の県別の目標値が発表されました。当町の生産目標と飼料米等の実績はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、耕作放棄地の現況と今後の対応についてお伺いいたします。

当町でも昨年から買い入れ価格の大幅な引き下げにより、私の周辺でも今年作付されないで耕作放棄地は増えております。また、今年の秋の長雨で、ほとんどの農家は刈り取りに大変苦労いたしました。収穫を断念した圃場も見られます。来年の作付けも心配されるところです。耕作放棄地は今後ますます増加していくことが懸念されます。

国は来年の税制改正で、耕作放棄地に対して1.8倍の固定資産税を検討しています。農地中間管理機構、農地集積バンクと申しますけれども、に貸し出せば免除する案もあるようですけれども、バンク側は拒否権があり、うまく機能するとは思えません。中山間地域の大きな課題であると思います。耕作放棄地が増えれば、山林火災等の心配が出てきますし、病虫害の発生も多発し、環境も著しく悪くなります。農業従事者の高齢化とともに、採算性が見込まれず、泥深く、条件が悪いところは借りて作付しようとする人は誰もいません。

町として、今後、耕作放棄地に対する対応を、環境保全とあわせてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席でさせていただきます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、宮澤議員の質問にお答えいたします。

まず、大規模災害における被害想定についてでございますが、防災計画では、千葉県の地震被害想定調査報告書をもとに、地震における被害想定をしております。この調査結果では、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群の地震の三つの地震について被害想定をしております。その中で、東庄町における被害想定結果で最も大きな被害は、千葉県東方沖地震で、地震の規模、マグニチュード6.8、震源の深さ43キロの地震が発生した場合の想定で、人的被害では、死者数0人、負傷者数6人、物的被害は全壊・半壊棟数30棟となっております。

また、風水害につきましては、利根川、黒部川が大雨により氾濫した場合の浸水範囲を想定し、洪水ハザードマップを作成しております。土砂災害につきましては、専門的見地からの被害想定はしておりません。しかしながら、町内の土砂災害の危険箇所は、急傾斜崩壊危険箇所として把握をしております。

次に、大規模災害時の対応についてでございますが、基本的には災害対策本部を立ち上げ、状況を把握し、対応していくこととなります。地震につきましては、震度5強で災害対策本部が自動設置されます。東日本大震災の発災時は、対策本部を直ちに立ち上げ、職員が速やかに被害状況を把握し、情報を持ち寄ったことから全体の被害状況がつかめ、対応が迅速にできた経緯がございます。こうした経験は今後に活かしてまいりたいと考えます。

次に、災害時の相互応援協定の内容についてでございますが、応援の種類としましては、食料や飲み物、生活必需品等の提供、医療・防疫資材等の応急対策資機材の提供、応急活動に必要な職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供などとなっております。

また、要請につきましては、被害の状況や必要とする物資の数量、職員の派遣を要請する場合は、人数、活動内容等を明確にして要請することとしております。

私からは以上であります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、質問事項の2項目め、当町の基幹産業に対する学習について、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

まず1項目め、学校での学習についてでございます。

学習指導要領の社会科におきまして、小学校3年生で自分たちの住んでいる町に対して、地域の産業や消費生活の様子、自然環境や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解し、地域社会に対する誇りと愛着を育むことを目標に掲げております。

本町におきましても、各小中学校の社会科担当教諭に編集協力をいただきまして、自分たちの住む町、東庄町の様子をより詳しく学ぶために、社会科教科書の補助として使用する副読本「わたしたちの東庄」を作成し、平成3年度より、毎年各小学校の3年生に配布して授業に活用をしております。各小学校とも副読本を活用し、町の基幹産業を担う農家の仕事や工場の仕事について、米づくりや野菜づくり、畜産が本町では盛んに行われていることを学んでおります。

また、社会科学習だけでなく、各小学校で近隣の農家より農地を借用したり、学校敷地内におきまして、畑づくり、総合的な学習の中で実際に自分たちで米づくり、野菜づくりに取り組む体験学習や学校の周りを視察する校外学習で、農業についても学んでおります。

また、小学校5年生の社会科授業の中で、家畜の糞を肥料に加工し、堆肥で野菜や穀物を育て、野菜くずや穀物を再び家畜の飼料にする、いわゆる有機資源の循環型農業をも学習しております。

小学校3年生を対象にし、自分たちの住んでいる身近な町の様子をわかりやすく解説する社会科の副読本ではありますが、時代の移り変わりに伴い、数年ごとに改訂をしております。今後は野菜づくりや畜産が盛んに行われている本町の実情に合わせて、改訂に合わせていろいろと事項として検討させていただきたいと思います。

続きまして、2項目め、給食での地産地消の取り組み状況について申し上げます。

給食センターでの特産物の活用状況につきましては、主食であります米につきましては、全て町内産米を使用しております。肉類につきましても、豚肉につきましては、町の特産品であります町内産のものを使用しております。野菜につきまして

は、町内では生産のできないものや、時期的に困難なものがあるため、ばらつきがございますが、納品業者に町内産の野菜を納品してもらうように協力をお願いしているところでございます。

その他、学校に備え付けの醤油につきましても、東庄産のものだけを使用しているところでございます。

また、無償での給食原材料についてのお話もございました。現在、町内産と町内生産者等からの指定の寄付といたしまして、数品目、豚肉、キャベツ、タマネギ、ピーマン、ジャガイモ、カボチャ等を無償で寄付を受け、食への関心、農業への理解や親しみを持ってもらう目的で使用させていただいております。

この際には、献立表にその旨を記載し、児童生徒及び保護者にも周知を図っているところでございます。

学校給食は地産地消、食文化、さらには生命や自然環境の理解を深めるなど、学校教育における食育活動の一翼を担うものであると考えております。当センターにおきましても、栄養士を中心に町内特産物を利用した献立をつくり、地産地消について努力をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、質問事項3の米の生産目標について、要旨1、15年産米の生産目標と達成率について回答させていただきます。

15年産米の水稻生産目標と実績の数値につきましては、行政報告の15ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

これによりますと、東庄町においては、国の生産調整の制度であります経営所得安定対策の助成金を活用した飼料用米等への取組みにより、前年と比較して生産実績は大幅に改善いたしました。それでも主食用米は約263ヘクタールの過剰作付となっております。

本年の転作の状況でございますが、主に飼料用米と加工用米での対応で、面積換算で204ヘクタールとなっております。前年の90ヘクタールと比較しますと、2倍以上の実績となっております。

町では、飼料用米への補助金として約3,000万円を予算計上いたしまして、10aあたり1万5,000円を生産者に今年交付することとなっております。

東庄町の主力産業である稲作を守るためには、主食用米の米価安定が必要不可欠であり、今後も引き続き経営所得安定対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、河津静夫君。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

続きまして、私のほうから耕作放棄地の現況と今後の対応についてお答えいたします。

まず、町では毎年、農業委員会とまちづくり課共同で、耕作放棄地の調査を実施しています。その調査によりますと、平成24年度、105ヘクタール、平成25年度は121ヘクタール、平成26年度は150ヘクタールと徐々に増加傾向にあります。優良農地に限定しますと、畑については畑作専業農家を中心に流動化が進み、また、耕作放棄地再生事業等の補助事業を活用した再生利用も進んでいますが、依然として増加傾向です。

また、水田については、より深刻な状況で、小規模・中規模兼業農家の高齢化や後継者不足に加え、米価の下落等により、耕作放棄地は増加しています。また、追い打ちをかけるように今年の天候不順により、水田離れに拍車がかかった状況です。

このような中で、農業委員会では耕作放棄地の現地調査を基に、今年度初めて耕作放棄地の所有者に対しまして、農地法第32条に基づきまして、利用意向調査を実施しました。

今後、その調査の結果を基に、農地中間管理事業等を活用しての農地の流動化を促し、集約、集積に取り組み、平成28年4月1日から新しく農地利用最適化推進委員を委嘱する仕組みが設けられました。この推進委員と農業委員と町が協力して、耕作放棄地の解消、新規発生防止に取り組んでいきたいと思っております。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

宮澤です。それでは2回目の質問をさせていただきます。

1項目めの東庄町の防災計画について、被害想定によると多数の避難者が出ると思われますが、避難所について、災害の規模は、要援護者の人数で決まると思いますが。その避難所の運営主体は避難者ですけれども、東庄町の受け入れ可能な人数と、避難所を避難者が運営するマニュアル、組織や生活上のルール、あるいは部屋の使い方などは作成されているか伺います。

過去に、阪神淡路大震災では、トイレが一番困り、場所が遠いとか数が少ないとかの理由で高齢者が水分を控えたために、脱水症状になり、病気を併発しました。避難所の一人当たりの面積は2平方メートルを確保するのが望ましいわけですが、当町の災害でも同様のことが適用されますので、今後、大規模災害が発生した場合に、また避難勧告、避難指示が出されるようになった場合に、避難所でのトイレ、水、食料、物資等に支障が出ないような対応についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

次に、災害時相互応援協定ですけれども、阪神淡路大震災では、発生直後、神戸市の職員が40%しか参集できなかったということでもあります。そのようなときにどのように判断し、応援を要請していくのか伺います。

東庄町の防災計画では、担当係で分かれていますけれども、災害は地域ごとに発生をしまします。ですから、職員の住所とか、住んでいる地域、それで分けておくことも一つの方法ではないかと思いますが、そのような計画があるものかお伺いします。

2番目の、当町の基幹産業についての学習ですけれども、畜産はどうしても臭い問題があります。おいしく安全な肉や卵、牛乳を生産して、いろいろな努力、研究を続けているわけですが、ふん尿などは野菜や果物などをつくるのに欠かせない有機物として利用されていることを勉強してほしいと思います。

以前、茨城県の白菜の産地でありますけれども、生協の役員の人たちが視察に来て、有機野菜ということで強く要望されたということで、有機の原料はこれですよと畑の脇に積んであった堆肥を説明したら、話をしなくなってしまったと。それから、無農薬ということで、無農薬栽培を強く要望されたので、その近くにちょうど農家の主人の人が、具合が悪くなって収穫を諦めてしまった白菜が虫食いだらけになっていたの、これが無農薬栽培ですと言って、これでも買ってくれますかとい

うふうに聞いたら、もうそのような要望はしなくなったというふうに聞きました。口ではわかっている、いろいろ説明、そういったことを言うんですけども、実質的な現物を見て、こうだということが理解されていないというのが現状ではないかというふうに思います。そういった意味から、やはり子供のときからそういったものをしっかり理解していただいて、勉強してもらおうというようなことが目的であるというふうに思います。

わたしたちの東庄という副本も見させていただきました。大変内容はわかりやすく、よくできていますけれども、農業は野菜の生産と畜産とが連携して循環型で成り立っているという部分が入っていませんでした。それぞれのことは詳しく出ていましたけれども、そういうのがお互いに助け合って連携しているんだという部分は必要だと思います。

特に農業というのは、自然と共存して、自然環境を大切に守りながらやっていく産業であります。環境に配慮し、水田は環境保全を目的で、一時的にはダム機能も役割も果たしているわけであります。そういったことをしっかり勉強に取り組んでいただきたいと思います。

また、作物というのは酸素をつくり出しているんだというようなことも含めて勉強していただきたいというふうに要望いたします。

次に、給食での地産地消の取り組みですけれども、以前にWTOの勉強会、農協にいたるときにやりました、全国農協中央会のニューヨーク支店長を務めた方を呼んで、過去にアメリカは、日本人が体系的に欧米人に劣る、それから体力的にも劣るというのは肉を食べないからというふうに言って、子供向けの給食でハンバーグを食べさせるようにしました。それには、9歳までに食べておいしいと思った味はしっかり覚えて、一生食べ続けるという研究のデータがあったからというふうに聞きました。子供の好きな食べ物で、ハンバーグというのは一番上位ではないのかなというふうに思います。

ガット・ウルグアイランド、あるいはWTOも戦争に勝った国が戦争に負けた国に有利な貿易のための協定であり、牛肉やオレンジを輸出するための手段でもあります。日本の消費者を子供から計画的につくり上げていったというふうに言ってもいいわけです。

給食では、3分の1食ですけれども、埼玉県の大學生の論文に学校給食で野菜が

ら接種できる食物繊維摂取量の限界と対応策というのがありました。1年間の全ての献立、197食を精査しまして、それで食物繊維6グラム以上をとれる、その方法、内容を研究したら、18食しか該当しなかったというふうに出ていました。週平均3.5日分の米飯を義務づけられているわけですけれども、これは白米では当然これがクリアできないので、発芽玄米などを取り入れて、摂取量をふやしていく必要があるというふうに出ておりました。当町の特産野菜というのは、非常に食物繊維が多いものが多く含まれています。そういったものを生産者がいろいろな苦労を重ねて、努力をしながら生産しております。そういうことを食育の一環として給食が活用されていくことを望みます。生きていく上で食事というのは欠かすことができませんし、また人のつき合いでも大切な人とは食事をともにします。東庄産を見て、ふるさとの特産物として誇りを持ってもらうためにも、できるだけ多くのものを使ってほしいと要望して、2回目の質問を終わりにします。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、宮澤議員の2回目のご質問でございます。

まず、避難所の関係についてでございます。東庄町では、町公民館、保健福祉総合センター、ふれあいセンター、中学校、各小学校、ふれあい公園、児童館の11施設を主要避難所としております。収容人員は総計4,450人でございます。また、運営マニュアルにつきましては、避難所の開設が長期化するような事態に備えまして、避難者が自主的に避難所の運営にかかわるための手引を整備しております。

また、避難所の物資等の食糧、飲料水、生活必需品などの備蓄品につきましては、3日分を目標に備蓄に努めるとともに、外部備蓄という観点から、本年11月26日、セブン・イレブン・ジャパンと物資供給等の防災協定を締結したところでございます。

トイレにつきましては、仮設トイレの設置等で対応いたします。

次に、地震等の発生直後の職員の参集についての問題でございますが、町職員は町内在住が多く、徒歩でも参集可能な職員が多くいますので、神戸市のような事態にはならないと考えております。

自衛隊、県、そして応援協定の自治体への応援要請等についての判断は、本部長

の町長を中心に速やかに判断されるものと思います。

次に、職員の住所地で担当係を決めることについてでございますが、一つの方法として今後検討材料としたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

3回目の質問をさせていただきます。防災計画ですけれども、災害時というのは3という数字が基本となります、3分以内の心肺蘇生、そして一人1日3リットルの水、一人3日分の水と食糧の確保。東庄町でも、被害想定に合った物資、備蓄品の確保に努めていただくよう要望して、終わりにいたします。どうもありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは一般質問をさせていただきます。

教育について質問します。

要旨1、進展しない教育の諸課題について。

教育に関する諸課題は山積しています。小学校の統合問題、どこにどんな学校をつくるのでしょうか。学校給食センターの建設については、小学校の統合問題とセットで進められているということでしたが、最近は全く聞こえてきません。この2年間、全く進展がありません。教育に関する諸課題について、教育委員会はどのように考えていますか、お伺いいたします。

要旨2、教育長の不在について。

本町においては、教育長不在で9カ月となります。教育長不在は、本町の教育行政にとっては大きなマイナスです。県の教育課に伺ったところ、これほど長期間、教育長不在の例がないということでした。教育長不在の市町村は、県下では残念ながら東庄町だけだということでした。多くの町民は心配をしております。一刻も早く教育長の選任をしていただかなければなりません。いつまでに教育長を決められるのでしょうか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目は自席から行います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、ご質問要旨の1点目につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、小学校の統廃合につきましては、平成23年12月に教育行政諸課題検討委員会を設置し、町立小学校の統廃合問題を検討の核とした少子化に伴う学校教育のあり方を教育委員会として諮問させていただきました。

検討委員会の間には、アンケートの実施、意見をお聞きする会、報告会を経て、平成25年11月27日に教育委員会に答申をいただいたところでございます。

これを受けまして、教育委員会では、平成25年12月から平成26年度にかけて、教育委員協議会を重ね、さらには小学校統廃合にかかる説明会などを経て、東庄町立小学校統合計画の策定を進めてきたところでございます。

平成27年度に入りまして、議員各位におかれましてもご承知のとおり、新たな教育委員会制度が始まり、地域の民意を代表する首長との連携強化が盛り込まれたところでございます。

これにより、総合教育会議が設置され、教育大綱の策定を柱とする協議の場が設けられました。

教育委員会といたしましては、この協議の内容を参酌し、東庄町立小学校統合計画を策定し、議会の皆様を初め、町民の方々にお示しをしたいと考えております。

ここでご質問内容の1点目、どのような学校をつくるのかということでございます。

統合小学校の教育方針、教育目標等、これらは先に申しあげました東庄町立小学校統合計画の中に盛り込まれる事項であると考えております。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校給食センターについてであります。本件につきましても、先に申しあげました教育行政諸課題検討委員会に諮問し、さらに同給食センター運営委員会でご検討をいただいていたところであります。この経緯の中で、教育行政諸課題検討委員会から答申の付帯意見として、計画に当たっては、小学校の統廃合の動向を十分考慮すべきであるとのご意見がございます。

教育委員会といたしましては、小学校の統廃合計画を進める中で、新給食センター整備における基本理念と基本方針、さらには建設場所、施設の概要を盛り込んだ整備計画を煮詰め、お示しをしまいたいと考えております。

私のほうからは以上であります。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

私のほうから教育長不在に関連したご質問がございましたので、お答え申し上げます。

教育長の不在が教育行政に支障を来すことがあってはならないことは当然のことです。現在、教育長の職務は、先の改正法附則第5条の規定によりまして、林教育委員を教育長職務代理者として私が指名をさせていただいております。林職務代理者には、その職責を粛々と果たしていただいているものと認識しております。

新教育長の任命につきましては、しかるべき時期にしかるべき人物を議会の同意をいただき、任命をしたい、このように考えております。

以上であります。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

教育に関する諸課題については、諸課題検討委員会により答申を受け、また各小学校区の保護者等の意見を参考にしながら、教育委員会の考えを公表いたしました

が、諸課題検討委員会や保護者等の意見は全く反映されていないと思います。諸課題検討委員会や保護者等からの意見の聴取は一体何だったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、統合小学校の位置については、笹川小学校の位置にするということですが、全く理解できません。私立の小学校ならば、経済性や効率性を考えることは当然ですが、公立の学校では余りなじまないと思います。教育委員会が、経済性や効率性のことを言う余り、一番大切なよりよい学校づくりのことが置き去りにされているのではないのでしょうか。

この2年間、教育委員会はどんな統合小学校をつくらうと考えていたのでしょうか、お伺いいたします。

給食センターについても、3年前には、国の衛生基準にあっていないから、すぐにでも建てかえしなければならないと言っていましたが、なぜ中止になったのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、教育長がこれほど長期間決められないということは、町の行政能力が問われます。町内で人材発掘ができないのであれば、県や文科省等からの派遣をお願いすることも考えていいのではないのでしょうか。お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林 豊君。

教育課長（小林 豊君）

答弁のほう、重複する部分があることをおわびを申し上げながら、二度目の答弁をさせていただきます。

統合小学校の姿につきましては、先ほど申し上げたとおり、小学校の統廃合計画の中でお示しをさせていただきたいと思っております。

また、給食センターにつきましても、いろいろご討議をいただいた結果を踏まえまして、統廃合計画等を実行する中で、適正な場所、それから規模等をさらに煮詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

先ほどご答弁申し上げましたけれども、新教育長の任命につきましては、しかるべき時期にしかるべき人物を、議会の同意をいただき、任命をしたいと存じます。

以上であります。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

2回の答弁でなかなか歯切れのいい答弁はいただけなかったと思っております。ぜひ私が質問した件については、十分検討して、町政に反映していただきたい、以上要望をいたします。3回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

日程第6、同意第4号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、宮崎正吾君の退席を求めます。

（12番 宮崎正吾君 退席）

議長（土屋 進君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第4号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議会議員選出の監査委員として選出されておりました土屋進監査委員が、11月30日をもちまして任期満了となりました。これに伴い、宮崎正吾議員を議会議員選出の監査委員として専任をいたしたく、提案をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、同意いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第4号は、正規の手続を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

これから同意第4号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

宮崎正吾君は入場してください。

(12番 宮崎正吾君 入場)

議長(土屋 進君)

日程第7、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております林正憲氏の任期が平成28年2月19日で満了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いいたしたく、提案するものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第5号は、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

これから同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第8、議案第42号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第42号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号の利用に関し、所要の規定の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案書の4ページでございます。

町長の提案理由にありましたように、平成25年5月31日に、いわゆる番号法が公布されました。来年1月1日から個人番号の利用が開始されます。

個人番号は、住民票を有する全ての方に付される12桁の番号で、社会保障、税及び災害対策の分野で効率的に情報管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

番号法では、個々の法定事務において、個人番号を利用することを認めていますが、特定個人情報を同一機関内の他の法定事務の処理に利用するには条例の制定が必要になります。

例えば、地方税事務における所得額といった特定個人情報を児童手当の事務で利用するためには、条例で規定する必要がございます。

これを庁内連携といたしますが、本町においては、条例で番号法別表第2の規定の内容を包括的に定めることで、庁内連携を可能とするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、議案書の5ページをお願いいたします。

第1条は、趣旨として番号法第9条第2項に基づき、条例を定める旨を規定してございます。

第2条は、用語の規定でございます。

第3条は、町の責務を規定しております。

第4条で、町が庁内連携できる場合を、番号法の別表第2の事務とする旨、規定しております。

第5条は、その他必要な事項については、規則で定める旨、規定しております。

なお、この条例は、個人番号の利用が開始されます平成28年1月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

これから議案第42号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号、東庄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて、日程第10、議案第44号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第11、議案第45号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第43号から議案第45号までの提案理由を申し上げます。

この3件は、いずれも農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が、本年9月4日に公布され、その中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴

い、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第43号、東庄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについては、現行の東庄町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止し、農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条に基づき、農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

次に、議案第44号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、条例中の引用条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第45号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、農業委員会事務局長より説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、河津静夫君。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

それでは、議案第43号について説明いたします。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

町長の提案理由にありましたように、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に成立、公布され、その中にある農業委員会等に関する法律の一部改正により、東庄町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものです。

それに伴い、農業委員会等に関する法律施行令第5条、農業委員会の委員の定数の基準及び第8条、推進委員の定数の基準により、条例を制定するものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお願いいたします。

第1条は、趣旨として、農業委員会法等に関する法律に基づき、定数を定める旨、規定しています。

第2条は、農業委員の定数を10人とすると規定しています。

第3条は、推進委員の定数を10人とすると規定しています。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行します。

続きまして、議案第44号について説明いたします。

参考資料1ページをお開きください。

証人等の実費弁償に関する条例は、農業委員会に農地等の所有者、耕作者、その他の関係人として出頭したものがあつた場合などにおいて、その者に支給する旅費について規定しています。

改正の内容は、今回の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用する根拠条文を第29条第4項から第35条第4項に改めるものです。

それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行します。

続きまして、議案第45号について、説明いたします。

参考資料2ページをお開きください。

農地利用最適化推進委員の新設により、月額報酬3万3,500円を支払うため、改正するものです。

それでは、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君

5番（花香孝彦君）

推進委員の定数についてご質問させていただきます。

私は、農業委員の必須業務に農地利用の最適化をよりよく果たせるようにすることが加えられたことから、農地利用最適化推進委員の定数、10人では少ないと感じるため、何点か伺わせていただきます。

1点目、定数の算定根拠について。

農業委員の委員の定数は、現行の定数の半分程度と示され、多少の幅はあるとは思いますが、上限14人を10人とした理由について、同じく農業委員の推進委員は、農地面積100ヘクタールに一人の割合と示されており、約20人ぐらいとなると、推進委員の定数を10人と算定した根拠及び2点目、推進委員の報酬の

算定根拠及び農業委員の報酬水準を引き上げるように検討するように閣議決定されていると思いますが、農業委員の委員の報酬を現状維持とした理由について。

3点目、国の基準の半分の推進委員の定数とするならば、事務局の体制強化が必要と考え、体制強化について、以上、農業委員の委員と推進委員のそれぞれの定数と報酬、事務局の体制について、算定根拠を伺わせていただきますが、東庄町は高齢化する農村地であり、人口、高齢者問題や農業所得の減少、宮澤議員の一般質問にもありましたように、耕作放棄地も増えることが予測される中、法改正の趣旨にのっとり、農地利用の最適化をより良く果たせるようにすることが推進委員の基準、約20人の半分の定数でできるのかという点を推進委員一人当たりの担当が広過ぎて機能しなくなることを懸念いたしております。

また、それぞれの役割として、考え方として、農業委員の委員を10人とするとは、現場活動は推進委員に任せ、合議体として意思決定を主体とするのかという点。また、推進委員は新しく必須業務に加えられた農地利用の最適化を、現場活動を積極的に行うことを主体とするのか。また、事務局のサポート体制を強化するのか。これらの定義が農業改革の体制が確認できなければ、この条例の定数を定めることはできないと考えています。

以上、それぞれの委員の定数や報酬の算定根拠について伺わせていただきたいと思えます。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、河津静夫君。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

今、花香議員からの3点ほどの質問に対しまして、一括してお答えいたしたいと思えます。

今までいろいろな質問等出されました。定数が少ない等、考えもあると思えますが、町といたしましては、政省令に基づいて、適切に判断したところでございます。

まずは、この体制で4月1日からスタートを切って、その後何か問題等が生じた場合とかありましたら検討していくように対処していくと考えています。ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

政省令で適切にということだったんですけれども、政省令からすると上限は20人ということで、今回の条例では10人と。ちょっと少ないかなという点で質問をさせていただきます。

算定根拠について求めたところではありますけれども、このままではちょっと私のほうでは算定根拠の説明がないままでは決めかねるところがあります。

しかし、法律が4月1日から改正される、新体制をスタートさせるということに対しまして、時間がないということも、事務局の方で担せてほしいということであれば、理解できますので、法改正に従って、これでまず初めてみてください、一言申し上げますと、何か問題が生じた際には、今後、早急に定数の改善、報酬の見直しなど、また事務局の体制を強化するなど、早急に考えていただくことをお願いいたしまして、要望として終わりたいと思います。

最後に、この町の農業の発展を考える上で、推進委員が積極的に耕作放棄地の問題に取り組むことがやはり重要だと考えています。

さらに、この町の農業、基幹産業としての農業の進行、農業の若い担い手を育てていく取り組みが必要と考えております。

この法改正によって、東庄町の農業委員会がどのように変わっていくのか。算定根拠が示されないかわりといっては申しわけないんですけれども、判断基準とさせていただきますので、農業委員会がどのように変わっていくのか、町当局の方向性を伺わせていただきたいと思います。

議長（土屋 進君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

今後の農業の方向性、全体についてのご質問、大変難しい質問であるわけでありまして、制度が変わったからといって実態が変わるわけではないし、問題がすぐ解決するということではありません。ないと思っております。

したがいまして、先ほど河津局長のほうからご答弁申し上げましたように、想定される懸念を勘案して、農業委員の定数を10人、推進委員の定数を10人とした改正でまず4月からスタートさせていただきます、その後、問題が生じる、あるいは

問題点と言わないまでも、よりよい改善方法が委員会等の中で意見が出されましたらば、それらを参考にして次の体制に向けていければいいのではないのか、こんなふうに思うところがございます。

以上です。

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第43号、東庄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第46号、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、番号制度に関する所要の規定の整備をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、議案第46号、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令。これが平成27年9月30日に公布されました。

ことし6月議会におきまして可決をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部に改正の必要が生じたもので、先ほど町長のほうからも述べられましたとおり、番号制度に関する所要の規定の整備をするものでございます。

参考資料、3ページから5ページに新旧対照表をつけてございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

議案第46号、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第47号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託の廃止並びに東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約を廃止する告示の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第47号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託の廃止並びに東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約を廃止する告示の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

火葬に関する事務につきましては、香取市に委託しているところですが、平成28年4月1日から、香取市が香取広域市町村圏事務組合へ業務移管するため、事務委託を廃止することになりました。

これに伴い、火葬に関する事務の委託に関する規約を廃止する必要が生じたので、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

議案第47号、東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託の廃止並びに東庄町と香取市の火葬に関する事務の委託に関する規約を廃止する告示の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第48号、町道路線の廃止について及び日程第15、議案第49号、町道路線の認定について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第48号、町道路線の廃止について及び議案第49号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の廃止、認定につきましては、道路法第10条第3項並びに第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。

まず、議案第48号、町道路線の廃止でございますが、東城神代地区土地改良事業と土地改良事業主要幹線農道計画により整備した道路を認定するために、従前の認定道路6路線を一旦廃止しようとするものでございます。

続いて、議案第49号、町道路線の認定についてですが、同じく東城神代地区土地改良事業と主要幹線農道計画により整備した道路42路線、距離にして約23キロメートルを認定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当の課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、議案第48号、町道路線の廃止について、議案第49号、町道路線の認定についてを一括して内容の説明を申し上げます。

最初に町道路線の廃止についてでございますが、議案書の18ページをお願いいたします。

町道3110号線から町道4139号線までの6路線、総延長2.86キロメートルの町道廃止でございます。

町道3110号線から町道3116号線までの3路線につきましては、東城神代地区土地改良事業により整備した道路に認定替えするために一旦廃止しようとするものでございます。

町道4084号線から町道4139号線までの3路線につきましては、土地改良事業主要幹線農道計画により整備した道路に認定替えするために同じく一旦廃止しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが町道廃止路線図となっております。青色で表示した路線が今回、廃止しようとする6路線でございます。

また、東城神代地区土地改良区域につきましては、ご覧の廃止路線図のとおり、認定された町道はございません。これは土地開発事業計画が確定した後の平成15年度に議会の議決を経て町道を廃止したためでございます。

なお、延長の短い町道3110号線と3111号線につきましては、新川の河川区域にかかる橋梁でございます。

続きまして、町道路線の認定についてでございます。

21ページをお願いいたします。

町道3126号線から、22ページ、23ページの最後にございます町道4171号線までの42路線、総延長で23.13キロメートルの町道認定でございます。

24ページが町道認定の路線図となっております。

赤色で表示した路線が今回、認定しようとする42路線の町道でございます。一覧表と路線図を見比べながらご覧いただきたいと思っております。

21ページに戻りまして、下から4行目、町道3137号線、延長が1274.42メートル、幅員が13.98から7メートル、それと23ページ、上から1行目、町道4160号線、延長が1296.57メートル、幅員が15.32から7メートル、それと下から4行目、町道4168号線、延長が1841.54メートル、幅員が11.40から7メートル。この3路線につきましては、土地改良事業主要幹線農道計画により整備した道路を町道認定しようとするものでございます。

残りの39路線につきましては、東城神代地区土地改良事業により整備した道路を町道認定しようとするものと、一旦廃止した路線の起点・終点の位置を変更して再び認定しようとするものでございます。

以上で議案第48号、第49号の内容説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第48号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分といたします。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長(土屋 進君)

会議を再開します。

日程第16、議案第50号、平成27年度東庄町一般会計補正予算(第4号)から日程第19、議案第53号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第50号から議案第53号まで、一般会計のほか特別会計2件及び企業会計1件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に議案第50号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ52億2,475万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、環境衛生関係で住宅用省エネルギー設備設置補助金を増額して補正しております。

次に、産業振興関係では、産地整備支援事業補助金、観光関係でS Lイベント交付金など、補助交付金を補正いたしました。

また、教育関係では、小学校学習支援員の増員による経費を補正しております。

続いて、議案第51号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,847万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,694万5,000円とするものでございます。

この補正につきましては、医療費の伸びに伴い、保険給付費等に不足が生じること、また東庄病院において医療機器を整備するため、増額補正するものであります。

続いて、議案第52号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,321万7,000円とするものでございます。内容につきましては、歳出において職員の異動等に伴う人件費及びねたきり老人等紙おむつ支給事業委託料の増額を補正するものでございます。

財源といたしましては、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金をもって充てる

ものでございます。

続いて、議案第53号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、申し上げます。

収益的収入及び支出と資本的収入の補正でございます。

まず、収益的収入で、千葉県専門医認定支援事業の採択によりまして、病院事業収益の既決予定額に県補助金分76万3,000円を追加し、11億3,297万6,000円とするものでございます。

次に、収益的支出で、同じく専門医認定支援事業分として、病院事業費用の既決予定額に研究研修費35万円を増額補正し、11億2,256万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入で、医療機器に対する国保調整交付金の交付決定等に伴い、既決予定額に合計432万円を増額補正し、3,432万2,000円にするものでございます。

以上、議案第50号から議案第53号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうから平成27年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の内容について、説明させていただきます。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正のうち歳出予算から申し上げますので、議案書の30ページをお願いいたします。

2款総務費、2項2目徴税费、賦課徴収費、23節過誤納還付金・加算金としまして64万2,000円。法人町民税と個人住民税の還付金が増加しており、予算に不足が生じたため補正するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉費、社会福祉総務費の28節介護保険特別会計繰出金44万7,000円。人事異動に伴う人件費の補正となっております。

続いて、5目地域包括支援センター費、13節委託料87万2,000円。介護予防プランの作成でございますが、委託業務が増加したために補正するものでござ

います。

次に、4款衛生費、1項3目保健衛生費、環境衛生費の19節住宅用省エネルギー設備設置補助金90万円。当初予算に計上している事業ですが、新たに蓄電システム2件、太陽熱利用システム5件の補助金を増額補正するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項2目農業費、農業総務費の3節時間外勤務手当40万円。新規需要米等補助金や農地中間管理機構の事務増加に伴う補正となっております。

次の3目農業振興費、19節の産地整備支援事業補助金26万4,000円。園芸事業者の暖房機器整備に対する補助金1件となっております。

次に31ページをお願いいたします。

5目農地費、19節の土地改良施設維持管理改修事業補助金106万6,000円。桁沼土地改良区を行う排水施設等の改修工事に対しまして、事業費の10%を補助するものでございます。

次に、6款商工費、1項3目商工費、観光費の19節SLイベント交付金30万円、SL運行イベントが来年1月末に予定されており、笹川駅前で行うイベントの事業交付金でございます。

次に、7款土木費、2項2目道路橋梁費、道路橋梁維持費の22節電柱移転費148万8,000円。町道1046号線新宿地先と赤道東今泉地先の排水整備工事に伴う電柱移転費となっております。

続いて9款教育費、2項1目小学校費、学校管理費の4節共済費、7節賃金、9節旅費は、学習支援員の社会保険料や賃金、交通費にかかる補正となっております。橘小学校において学習支援員の追加配置が必要となったことによるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

議案書の29ページをごらんください。

15款県支出金、2項3目県補助金、衛生費補助金の4節環境衛生費補助金45万円。歳出の環境衛生費で補正いたしました住宅用省エネルギー設備設置補助金の財源でございます。

続いて、4目農林水産業費補助金の2節農業振興費補助金26万4,000円。歳出の農業振興費で補正しました産地整備支援事業補助金の財源となっております。

次の3節水田農業構造改革対策推進費補助金61万4,000円。これは歳入のみの補正で、充当事業は歳出の5款1項5目農地費の事務費に財源振替となっております。

最後に歳入が歳出に不足する565万5,000円につきまして、19款繰越金で補正するものでございます。

続いて、第2条、債務負担行為についてご説明いたします。議案書の27ページでございます。

第2表、債務負担行為をお願いいたします。

平成26年度より実施しております電子入札については、千葉県電子自治体共同運営協議会に加入して利用しております。利用規約の改正やシステム改修に伴いまして、今後は複数年の契約が必要となったため、債務負担行為を行うものです。

期間は今年度から平成30年度までで、総額は289万7,000円となっております。

以上で一般会計の補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長(土屋 進君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、私のほうからは議案第51号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について内容を説明申し上げます。

議案書の39ページをごらんください。

初めに歳出について申し上げます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の本年推移を見ますと不足が予測されるため、3,000万円を補正するものでございます。

続きまして、4目退職被保険者等療養費につきましても、不足が予想されるため、15万6,000円の補正を組むものでございます。

続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、現状から推計いたしますと、1,400万円の不足が予想されるため、増額補正するものでございます。

続いて、11款諸支出金、3項1目直営診療施設勘定繰出金については、東庄病院のレントゲン機器整備に当たりまして、432万円を繰出金として補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、38ページをごらんいただきます。

今回の補正財源につきましては、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金で432万円を計上するものでございます。

なお、不足する財源につきましては、10款1項1目1節で前年度繰越金4,415万6,000円を補正するものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案第52号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。議案書の44ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費40万7,000円。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費4万円の増額につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増加。

3款2項包括的支援事業費34万6,000円の増額につきましては、ねたきり老人等紙おむつ支給事業委託料が増加したため補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。43ページをごらんいただきたいと存じます。

7款繰入金44万7,000円の増額につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れするための補正でございます。

8款繰越金34万6,000円の増額につきましては、歳出の地域支援事業費に計上しましたねたきり老人等紙おむつ支給事業委託料の増額分を前年度繰越金で充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

それでは、議案第53号、東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

実施計画の内訳書にもとづきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、まず収益的収入及び支出の補正でございます。

収益的収入のうち第2項医業外収益、第2目補助金、第1節県補助金の既決予定額に76万3,000円を追加し、76万4,000円にするものです。内容は、千葉県専門医認定支援事業補助金の事業採択により、県補助金予定額を補正するもので、この事業につきましては、新たな専門医研修プログラムの作成を支援するもので、東庄病院では総合診療専門医の研修プログラムを作成しようとするものでございます。

次に、収益的支出のうち第1項医業費用、第6目研究研修費、第1節謝金の既決予定額に35万円を追加し、45万円にするものです。

これは総合診療専門医の研修プログラム作成に係る費用うち、謝金以外は経常的経費で賄えますが、謝金については不足が見込まれるため、これを補正するものです。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思っております。

資本的収入の補正でございますが、第1項出資金、第2目国保会計出資金の既決予定額に432万円を追加し、432万1,000円とするものです。

内容は、医療機器整備に対する国保調整交付金の交付決定を受け、決定金額を増額するものです。

なお、医療機器につきましては、レントゲン装置、エックス線テレビ用でございます。

恐れ入りますが、戻りまして、50ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

この補正によりまして、1の営業活動によるキャッシュフローが41万3,000円増額になりまして、一番下の数字でございますが、8,442万2,000円になります。

また、2の投資活動によるキャッシュフローですが、これが432万円増になりまして、2の一番下の投資活動によるキャッシュフローの、下線の下の数値ですけれども、マイナス3,972万9,000円に、そして一番下の段の現金及び現金同等物の期末残高が、473万3,000円増になりまして、2億7,691万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第50号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第20、陳情第2号、「利根かもめ大橋の無料化を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

職員に陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

この陳情は、会議規則第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第21、休会の件を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため12月16日から20日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。したがって、12月16日から20日までの5日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。12月21日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時41分 散会)